

(目的)

第1条 この条例は、多くの市民等が利用する駅前広場について、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、行為の禁止等に関する事項を定めることにより、安全で快適な駅前広場の環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「駅前広場」とは、駅の周辺の区域において、市長が指定し、告示した区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、駅前広場を利用する者に対し、安全な通行環境及び快適な憩いの広場空間を提供するために、施設の整備及び管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地域の活性化のため、駅前広場の利活用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(利用者の責務)

第4条 駅前広場を利用する者は、その利用に際しては、駅前広場を誰もが安全で快適に利用できるよう努めなければならない。

(行為の禁止)

第5条 駅前広場においては、他の法令で禁止するもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めて規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 施設又は設備を損傷するおそれのある行為をすること。
- (2) ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (3) 市長が指定する場所以外の場所で喫煙をすること。
- (4) 専ら営利を目的として露店その他これに類するものを設置すること。

(勧告及び命令)

第6条 市長は、前条に規定する行為に該当すると認めるときは、当該行為を行う者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(損害賠償等)

第7条 故意又は過失により駅前広場において市の管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、速やかに市長に報告の上、原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第8条 駅前広場を利用する者は、他の法令及び駅前広場の利用について規則で定める事項を遵守するとともに、その利用の形態によっては、それぞれ地方自治法(昭和22年法律第67号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他の法令に基づく許可が必要となる場合があることに留意するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条第2項の規定による命令に応じない者は、50,000円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。